

令和6年度第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	令和6年(2024年)5月7日 午後2時00分から午後3時00分まで
開催場所	甲賀市役所5階第1委員会室
出席委員	真山達志委員 西村泰雄委員 島田千佳委員 田中京子委員 田中稔委員 杉本元枝委員 古谷兼一委員 鎌倉康廣委員 北林榮一委員 角出好隆委員 野瀬昌子委員 西田喜代子委員 【12名出席】
甲賀市	正木副市長 市民環境部 保井部長 西野次長
事務局	人権推進課 中沢課長 福澤室長 中條室長補佐 渡辺室長補佐 井上係長
傍聴者	1名
会議次第	1. あいさつ 2. 議事 (1) 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(案)に関する パブリック・コメントの実施結果及び要綱制定について (2) 甲賀市人権に関する総合計画改定について(策定方針・骨子案) 3. 閉会
会議資料	会議資料1 会議資料1－2 会議資料1－3 会議資料1－4 会議資料2 会議資料2－2

開会

甲賀市市民憲章朗読

1. あいさつ

会長 あいさつ

2. 議事

審議会規則第6条3項の規定により、進行は真山達志会長。

- (1) 甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）に関するパブリック・コメントの実施結果及び要綱制定について

【会議資料1】

パブリック・コメントの実施結果、要綱制定のスケジュール

【会議資料1－2】

パブリック・コメントのご意見の主旨及びご意見に対する市の考え方

【会議資料1－3】

宣誓制度に関する要綱（案）

【会議資料1－4】

宣誓制度により利用可能となる行政サービス（案）

事務局：上記資料を説明

《委員意見等》

会 長：質問や意見はありますか。

委 員：パブリック・コメントについて、意見提出者に対して回答しているのか。

事務局：ホームページ上で回答を予定しています。

委 員：医療は緊急を要す場合が多いので、信楽中央病院以外の市内の民間病院に対しての本制度への対応をしっかりとりたい。

事務局：市で制定した要綱は市内のみに有効ですが、今後各市や県も相互に利用できるような流れになると思われるので、市内の医療機関に本制度の周知をしていきたいと考えています。

会 長：本制度は要綱に基づく強制力を伴わない最初の一步なので、医療機関には協力要請という形でご理解いただくことになるが、徐々に広がっていくと思います。

委 員：要綱の表現について、第2条（3）親等の近親者（直系血族、3親等以内）は「3親等内」ではないのか。「家族としての関係」は「家族として協力し合う関係」ではないのか。第10条配慮事項「特に必要と認めた場合は」とは何か。

事務局：部内で調整・協議します。

委 員：パブリック・コメントは4件だけあったのか。

事務局：他に2件ありましたが、要件を満たしていませんでした。

委 員：国の法案の改正が審議されているが、改正後の対応はどう考えているのか。

事務局：法案成立後、必要であれば対応したいと考えています。

委 員：パブリック・コメントの中に、学校教育のことについて書かれてあったが、学校教育の部分についてはどこが中心に対応するのか。

事務局：教育委員会と兼務している人権教育室が担当し、学校と連絡を取って進めています。すでに制服を見直すなど甲賀市の学校の意識は高いと思います。

委 員：宣誓の申請があった場合に職員の守秘義務があることから、取り扱う職員は限定するのか。

事務局：人権推進課で受付をし、対応する職員は限定する予定です。

委 員：申請時の本人確認について、要綱第5条の市長が認める書類とは何か。

事務局：手引書案4ページの顔写真なし2点、健康保険証等が該当します。

委 員：要綱第6条の通称名の扱いはどうなっているのか。

事務局：申請時の本人確認は本名で行い、受領証のカードに申請者が希望された場合に通称名を記載することを考えています。

委 員：無効の受領証番号を公表しても個人情報保護法の心配はないのか。

事務局：無効になった際には番号のみ公表するため、個人情報が漏れることはありません。

委 員：要綱案第12条「別に定めるもの」とは具体的に何か。

事務局：市内転居や再発行手続きを考えています。

委 員：申請時の本人確認について、官公署の発行した許可証等とは何か。

事務局：国家資格証や身体障害者手帳等のことで、提示いただくだけなので、個人情報保護法の心配はありません。

会 長：当審議会としては、この制度に関するパブリック・コメントの報告を受けて了承しました。

(2) 甲賀市人権に関する総合計画改定について（策定方針・骨子案）

【会議資料2】

策定方針、スケジュール

【会議資料2-2】

「甲賀市人権に関する総合計画」見直し骨子案

事務局：上記資料を説明

《委員意見等》

会 長：社会情勢の変化との兼ね合いでの部分的な見直しだと思います。時代に即し、先進的な総合計画であることを期待します。

質問や意見はありますか。

委 員：見直し骨子案の中に「教育と啓発」とあるが、啓発は説明なので、説明して教育をするということで啓発・教育の順としたほうが良いのではないか。

事務局：人権については、学齢期以前からは人権教育が重視され、大人は啓発が中心という具合にずっと教育・啓発を使ってきました。県の計画も教育・啓発とされていますので検討はしますが、このままでいきたいと考

えます。

会 長：フレーズとして定着していると思います。教育と啓発は同時進行であると思います。

会 長：実質的審議は次回の審議会から始めるので、団体から選出されている委員の方は引継ぎをお願いします。

閉会

- ・副市長 あいさつ
- ・副会長 あいさつ